

「神奈川県県土整備局 週休2日制確保工事」 Q & A
(営繕工事)

1. 試行要領・定義について

Q1-1 降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所日（現場休息日）として認められますか。

A1-1 降雨、降雪、強風、波浪等により、現場で作業を行えない場合は、現場閉所日（現場休息日）として扱います。

Q1-2 試行要領4(4)「現場閉所日」の「現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等」とは具体的にどのような作業ですか。

A1-2 具体的には次の作業が考えられます。

- ① 現場内の定期的な巡回パトロール
- ② 現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）、現場での災害発生時の対応作業
- ③ 現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や、重機等の保守点検
- ④ 現場内の交通誘導警備
- ⑤ 会議出席（施設管理者・発注者・工事監理者・関連工事受注者等との会議）

Q1-3 週休2日の確保を理由に、工期延伸は認められますか。

A1-3 単に週休2日の確保のみを理由とした工期延伸は認められません。ただし、次に示すような場合が生じた際は、必要に応じて工期延伸について、発注者と協議してください。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

Q1-4 工期延伸した場合の週休2日の考え方はどうなりますか。

A1-4 工期延伸した場合は、その分、週休2日の対象となる期間も延伸されます。延伸した期間も含め、試行要領4「用語の定義」に示す内容に基づき、週休2日の取組を実施してください。

Q1-5 発注者として、週休2日制工事を選択する基準は何か。どのような考え方で週休2日制工事を決めているのか。

A1-5 原則、全ての工事が対象となります。なお、週休2日制工事の対象外となるのは次のとおりです。

<対象外工事>

- ① 特に緊急を要する災害復旧工事
- ② その他、対応が困難と発注者が判断した工事
例) 24時間連続して実施する工事

Q1-6 工事途中に月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合の手続きを教えてください。また、経費の減額や工事成績評定の減点は行われるのでしょうか。

A1-6 工事途中に月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合には、速やかに監督員と協議願います。月単位の週休2日未達成の場合、経費補正分を減額します。

また、工事成績評定の減点は原則行いませんが、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、減点します。

Q1-7 試行要領4(3)受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合」とは、具体的にどのような作業でしょうか。

A1-7 次のような作業を行う場合が考えられます。

- ・占有者(電気・ガス・水道等)や行政機関等との調整に伴い、土日に行う作業
- ・住民対応などで、土日に行う作業(例:学校運営上の都合により建物管理者から休日施工を要望されて土日に作業する場合など)など

Q1-8 午前中工事を実施して、午後雨天休工の場合、現場閉所日(現場休息日)と扱えるのでしょうか。

A1-8 試行要領4(4)「現場閉所日」、4(5)「現場休息日」のとおり、一日を通して現場作業がない日を「現場閉所日」、「現場休息日」と定義していますので、終日でない場合には、現場閉所日(現場休息日)として扱いません。

Q1-9 試行要領4(9)「工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業」とは、具体的にどのような作業でしょうか。

A1-9 次のような作業が考えられます。

- ・現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業(立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など)、現場内における災害発生時の対応作業(交通開放のための土砂撤去等の復旧作業など)

Q1-10 現場内で災害の発生が予想されるため、予防作業を週末(土曜日又は日曜日)に行う場合の対象期間の考え方について教えてください。

A1-10 工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業期間などの工事を行った場合であって、当該工事における発注者が認めた期間について

は、その都度、監督員と受注者で協議した上で対象期間から除くこととします。
 対象期間から除かれる日は、休日の取得計算から除外する（積み上げない）ので、代替休
 日を確認する必要はありません。また、「完全週休2日」への影響もありません。

Q1-11 占有者（電気・ガス・水道等）や市町村等の発注工事と調整した結果、土曜日又
 は日曜日に、発注者からの指示で作業を行う必要が生じた場合は、どの様に休日を確認
 すればよいのでしょうか。

A1-11 受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に受
 発注者間で協議した上で、同一の週で土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を設ける必要
 があります。

Q1-12 祝日はどのように取り扱えばよいのでしょうか。

A1-12 祝日も平日と同様に扱い、祝日を休工とする場合には、現場閉所（現場休息）扱い
 とします。

Q1-13 令和8年3月以前の契約工事で、令和8年4月以降も継続して施工する工事につ
 いては、新たな試行要領が適用されるのでしょうか。

A1-13 令和8年4月1日以降に公告した週休2日制工事のみ、新たな試行要領が適用さ
 れます。ただし、「県土整備局建築工事積算要領 第4編 特別事項 1 基準等の適用につ
 いて」（令和7年7月1日）を適用しているモデル工事については、改正後の規定にかか
 わらず、従前の規定によります。根拠については、要領の附則をご確認ください。

Q1-14 分離発注工事の現場閉所（現場休息）率の計算はどうなるのでしょうか。

A1-14 分離発注工事（A、B、C3社）で下記表の現場閉所（現場休息）の場合、以下に
 なります。

- A社：現場閉所（現場休息）率＝3日÷15日＝20%
- B社：現場閉所（現場休息）率＝5日÷15日＝33.33%
- C社：現場閉所（現場休息）率＝4日÷15日＝26.67%

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
A社		閉所						休 息	閉 所							3日
B社	休 息	閉 所							閉 所	休 息					休 息	5日
C社	休 息	閉 所						休 息	閉 所							4日

2. 提出書類について

Q2-1 現場閉所（現場休息）実績報告書【別紙1】は、いつ提出すればよいのでしょうか。

A2-1 当月の現場閉所（現場休息）実績については、翌月の5日までに、監督員に2部提出願います。受発注者協議の上、情報共有システム（ASP方式）により提出することも可能です。

なお、現場閉所（現場休息）履行報告書【別紙2】は、基本的に工事完成日の30日前（設計金額（税込み）が2億円以上の工事は45日前）までに書面により提出願います。

Q2-2 現場閉所（現場休息）実績の確認書類として、提出する資料を教えてください。

A2-2 現場閉所（現場休息）実績の確認書類として、現場閉所（現場休息）実績報告書【別紙1】、現場閉所（現場休息）履行報告書【別紙2】及び週間工程表（営繕工事は「工事概況報告書」）を提出していただきます。

Q2-3 アンケートの提出は必要でしょうか。

A2-3 アンケートは、令和7年7月の要領改定によって廃止しました。